

今後の検討スケジュール（案）

8月～9月	<p>改正法施行に係る政省令、告示等について、雇用対策基本問題部会建設労働専門委員会において、あらかじめ検討。</p> <p>改正法施行に係る政省令、告示等について、建設労働専門委員会の検討結果を踏まえ、雇用対策基本問題部会において、あらかじめ検討。</p>
9月	<p>雇用対策基本問題部会及び同部会建設労働専門委員会での検討結果を踏まえ、労働政策審議会（職業安定分科会）に政省令、告示等の要綱等を諮問</p> <p>※ なお、政省令、告示等については、審議会の審議とは別途、パブリックコメント手続を経る必要があることから、迅速な施行に向け、雇用対策基本問題部会等の議論を踏まえた案により、諮問に先立ってパブリックコメントを実施することも考えられる。（パブリック・コメント手続とは、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民から意見や情報を提出していただき、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。意見等の募集期間は1か月間とされている。）</p>
10月1日	施行